

監査委員の決算審査意見

平成22年度中頓別町各会計歳入歳出決算審査は、平成23年6月16日から8月26日（中頓別町国民健康保険病院事業会計）、7月27日から8月26日（中頓別町一般会計等その他全会計）の日程で行われました。監査委員からの決算審査意見書の要旨をお知らせいたします。



決算審査意見書の要旨

（1）中頓別町国民健康保険病院事業会計

22年度の病院事業の決算状況は、損益計算書で見ると10,294千円の純利益となり、累積欠損金は前年度に比べ減少し、268,000千円となっている。

これは、18年度からスタートした公営企業経営健全化計画に基づき、一般会計から繰出しを受けて、単年度欠損金を出さないようにした結果である。

患者数の動向は、前年度に比べ、入院で大きく減っており、外来では微減している。患者1人1日当り診療収入で見ると、入院は、患者数が減ったものの4,335円（22.2%）の増となり、外来は455円の減となっている。

項 目		平成21年度	平成22年度	増減	
入院	患者数	延 数	8,217人	5,687人	▲2,530人
		1日平均	22.5人	15.6人	▲6.9人
	患者1人1日当り診療収入	19,550円	23,885円	4,335円	
外来	延 数	延 数	19,425人	18,576人	▲849人
	1日平均	1日平均	80.3人	76.1人	▲4.2人
	患者1人1日当り診療収入	7,230円	6,775円	▲455円	

給与費は、医師2名の減、看護師2名の増、准看護師1名の減により、前年度末に比べ7,516千円増加。中でも、賃金が前年度に比べ、12,705千円増えている。

医業収益に対する職員給与費の割合は、前年度と比べ11.6%の増（89.1%）となっている。

これらのことから、医業費用4億6千6百万円は、医業収益3

億1千5百万円を1億5千1百万円上回ることになった。

なお、従来からの指摘のとおり、国保病院の会計（財務規則の特例規則）の制定並びに固定資産台帳と貸借対照表上の数値の乖離の解消に努められたい。

また、平成21年度の会計処理の誤りについては、平成22年度決算書の注記で修正されているが、このうち、ガス集合装置等取替工事168千円は、本来なら損益計算上、医業外収益の他会計負担金及び医業費用の経費に計上されるべきものであった。

資本的収入及び支出の12,408千円（自動火災報知設備取替工事、ナースコール等設備取替工事、患者用トイレ及び病室ドア改修工事分）は、資産取得にかかる一般会計からの資金繰入等の事実がないため、平成22年度決算上は、単なる固定資産（台帳上）の増加として処理されている。

（2）一般会計及び特別会計（国民健康保険病院事業会計を除く）

地方自治体の財政運営の指針となる平成22年度地方財政計画では、地方交付税が11年ぶりに出口ベースで1.1兆円増やされたほか、三位一体改革等で削減された段階補正の復元、人口急減補正の見直しが打ち出されるなど、財政力の弱い市町村にとっては、まさに干天の慈雨となった。

地方交付税の増額は、財政健全化法4指標の算定基礎となる標準財政規模（分母）をふくらませ、実質公債費比率を21.7%まで引き下げる大きな要因となった。

実質公債費比率の判断基準（25.0%）をクリアすることにより、財政（早期）健全化団体のレッテルは返上することになるが、起債の許可団体から脱するためには、今後も公債費負担適正化計画に基づく長い財政再建の道のりが続くことになる。

東日本大震災による経済の落ち込みは、中長期的に税収不足と歳出拡大に伴う赤字国債残高を累増させると予測され、今後、国税5税を財源とする地方交付税が潤沢に配分される保障はまったくない。

地方交付税への依存度が高い本町においては、引き続き、不要不急な事業、前例主義を一掃するとともに、全庁一丸となって行財政改革に取り組み、財政規律の回復に努めることが肝要である。

（指摘事項）

- ① 費用弁償、臨時職員の超過勤務について、委員会委員の費用弁償（バス代）及び臨時職員の超過勤務手当の算定誤りが散見された。起案者任せにすることなく、チェック体制を強化されたい。また、再計算により生じる差額分（過不足）については、

すみやかに精算処理されたい。

- ② 交際費について、町長交際費において、脳ドック検査医師等の昼食代が支出されているが、他の適切な方法に改善されたい。
- ③ 医師養成費貸付金について、一般会計諸収入雑入として収受してきたが、平成22年度に160万円（1月20万円×8ヶ月分）の未収金が生じており、契約書に基づき早急に回収に努められたい。
- ④ 長期継続契約の対象となる業務委託について、定期監査報告（平成22年11月5日提出）により、会計年度独立の例外として長期定期監査報告（自治法施行令167条の17）の事例を紹介し、本町においても条例（長期継続契約を締結することができる契約を定める条例・平成23年3月22日・条例第4号）が制定されたところであるが、長期継続契約または債務負担行為を経ないまま、事実上、複数年にわたる役場庁舎管理業務委託契約が締結されている。

単年度契約の場合、4月1日以降でなければ、見積徴取、契約書の記名押印手続きなどができないため必ず間断が生じる。一日たりとも欠かせない管理業務委託契約については、前述のいずれかの方法により執行するよう善処されたい。

- ⑤ 「中頓別への移住を進める実行委員会」の負担金等について、平成18年6月に設立され、その会則第1条において、「豊かな自然環境と共生する地域づくりの取り組みの一環として、都市住民の農村への移住・ふるさと回帰の受け皿づくりを進め、地域再生を図っていくために組織する」と目的を掲げている。

構成団体は、中頓別町、敏音知自治会、中頓別観光協会及び中頓別観光開発株式会社の4組織であり、事業費は、「補助金、参加費、寄付金、その他の収入」を充てるものとされている。

平成22年度決算は、収入合計712,637円に対し、支出合計は633,052円で、差し引き79,585円が次年度に繰り越されていた。

収入には、町負担金として300,000円が計上されていたほか、収入不足を補うため、個人からの一時借入金300,000円が計上されており、そのうち150,000円は、年度内に返済されていたものの、残りは未返済となっている。

本件において、次の点を指摘するので、早急に改善を図られたい。

一点目は、補助金と負担金の違いである。両者は、いずれも公益性があるものに給付されるという点で共通しているが、補

助金は、対価なくして町が自発的に支出するものであるのに対して、負担金は、ある事業から特別な利益を受けることに対して一定の金額を支出する場合など、支出が義務となっているものである。

同会の会則第6条では、収入として、補助金を充てる記述はあるものの、各構成団体にかかる負担割合等の規定はなく、本町から300,000円が負担金（企画費）として支出されたのは、根拠に欠けるものである。

また、本会の性格として、特定目的のために設立された任意団体と解釈でき、事業費に人件費を含んでいないことから、団体維持のためではなく、「公益性ある事業」に対する単なる補助金と見るべきであろう。

二点目は、事情聴取の結果から、本会では、団体としての活動が年一回開かれる総会のみであり、日常の移住体験事業の事務のほとんどが、まちづくり推進課において実施されている点である。つまり、同課の職員が、実行委員会の立場で負担金（あるいは補助金）の申請を行い、町職員の立場でそれに対する交付決定の事務処理を行うという、著しく妥当性を欠くものとなっている。実質的に町と一体化した事業であるならば、実行委員会を組織して負担金を交付するのではなく、本町の事務事業として業務を進めるべきである。

三点目は、任意団体とはいえ、町から負担金を支出する公益性が認められているのであり、未返済が生じているにもかかわらず、収支の不足を個人の一時借入金で賄って次年度繰越金を持つことは不適切と思われる。収支の不足は、他の方法によって補てんすべきである。

- ⑥ 立替払について、地方公共団体の支出は、政令の定めるところにより、「資金前渡、概算払、前金払、繰替払、隔地又は口座振替」しか認められていない（地方自治法第232条の5第2項）。

決算審査に当り、一般会計及び特別会計の支出伝票を検査した結果、一般会計において、総額199,647円（45件）、自動車学校事業特別会計では、45,450円（6件）の私費立替払いが認められ、金額の多寡はありつつも、ほぼ全部署で慣例的に行われていた。

支出とは、地方公共団体が、その事務等を処理するために必要な経費を支弁することをいい（自治法第232条）、支出の原因となる契約その他の行為（支出負担行為）とその支出負担行

為に基づいて現金を支払う行為（支出命令、支払）の二つの意味を包括している。

立替払は、支出負担行為と支出命令、加えて会計管理者の役割を一人の判断で行うことになり、決裁権限を伴わない自己判断による乱脈支出、法令違反の支出及び予算額を超えて支出されるおそれがあることなどを理由に認められていない。

これらの経費を立替払しないためには、支出の原則の例外となる資金前渡の方法によるべきであるが、政令に列挙された経費以外であるため、「経費の性質上現金払をさせなければ事務の取扱いに支障を及ぼすような経費」として、財務規則にできるだけ個別具体的に定める必要がある。

資金前渡は、債権金額及び債権者について、その一方若しくは両方が未確定である場合又は現金により支払を行う必要のある場合に、その資金を職員に交付し、当該職員をして現金の支払をさせることをいうが、財務規則の改正がなされてこなかったことから、旅行地での経費等については、私費立替払しか方法がなかったと言わざるを得ない。

なお、現行財務規則については、平成19年度分の決算審査意見書で指摘のとおり、「日本国有鉄道」や「日本電信電話公社」など、すでに死語となった字句のほか、法令の引用条文がリンクしないなど、数々の欠陥が認められるので、至急全面的な見直しを行うべきである。

- ⑦ 民生委員調査委員への報酬について、本町には、「民生調査委員設置条例」により、地方自治法第174条の規定に基づく専門委員として、「民生調査委員」が置かれている。委員は、民生委員法に基づき町長が委嘱することとなっている。

委員は、民生委員と同じ顔ぶれ（14名）であり、「各委員会の委員等の報酬額及び費用弁償並びにその支給に関する条例」に基づき、「民生調査委員の総務」に年額130,000円、「民生調査委員」に年額112,000円の報酬が支払われている。

一方、民生委員には、道から民生委員活動費として814,800円、地区民生委員協議会活動推進費として200,000円、民生委員協議会会長会議出席旅費として6,680円、合計1,021,480円の負担金が交付されている。

所管課からの事情聴取の結果では、町独自の専門委員たる「民生調査委員」への報酬の財源として、民生委員の活動費として道から交付された負担金が充当されている。

法では、第1条において、「民生委員は、社会奉仕の精神をも

って、常に住民の立場に立って相談に応じ、及び必要な援助を行い、もって社会福祉の増進に努めるものとする」と謳い、第10条では、「民生委員には、給与を支給しない」との定めがある。

本町における専門委員としての「民生調査委員」は、その職務として、「委員は、常に住民の生活状態を調査し、住民生活にかかる住民と相談並びに社会福祉事業施設等と密接に連携・協力してその機能を助長する」とあり、事実上、民生委員の職務と符号している。

また、専門委員は、地方自治法上、「長の権限に属する事務に関し、長の委託を受けて、その専門的な知識を活用して調査研究し、その結果を長に報告する」ことを職務権限としているが、そのような独自の活動実態は見受けられない。

任命権者が異なるとはいえ、「民生調査委員」と民生委員の活動内容が重なる以上、非常勤特別職である民生委員への報酬は、常勤職の給与に当たるものであり、無給を原則とする法の趣旨から逸脱するものである。

民生委員のなり手が少ない昨今においては、有給化の議論もあるが、町が民生委員協議会を通じて活動費を手厚く支援する方法などにより、無報酬という法の趣旨を遵守すべきであろう。

なにより、現状のままでは、民生調査委員への報酬が課税となり、道からの民生委員に対する活動費の一部が税金に変わる確率が高くなる。活動費の使途が十分に生かされない事態を招くことは、早急に改善すべきである。

